



--- 2015/4/23 ---

おおいた産保メールマガジン 第 123 号

発行：大分産業保健総合支援センター 所長 嶋津 義久

<http://www.oita-sanpo.jp/>



Oita



I N D E X

◆お知らせ◆

- ◆ストレスチェック制度に関する【省令、告示、指針】が公表されました。
- ◆「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックの例



◆ストレスチェック制度に関する【省令、告示、指針】が公表されました。

厚生労働省は、平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、新たに設けられた「ストレスチェック制度※の具体的な内容や運用方法を定めた省令（労働安全衛生規則の一部改正）を公布するとともに、告示、指針（心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針）を定めたことを、平成27年4月15日に公表しました。

※ ストレスチェック制度とは、労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、検査結果に基づく医師による面接指導の実施などを事業者に義務付ける制度。平成27年12月1日から施行（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務）。

【省令、告示、指針のポイント】

<省令>

ストレスチェックの実施頻度、検査すべき3つの領域、ストレスチェックの実施者となる者、結果の記録の作成・保存方法、一定規模の集団ごとの集計・分析、ストレスチェック結果に基づく医師による面接指導の実施方法、労働基準監督署への実施状況に関する定期報告などについて定めています。

<告示>

ストレスチェックの実施者となる者のうち、看護師、精神保健福祉士が修了すべき厚生労働大臣が定める研修の科目、時間を定めています。

<指針>

衛生委員会の役割、ストレスチェックに用いる調査票、高ストレス者の選定方法、結果の通知方法と通知後の対応、面接指導結果に基づく就業上の措置に関する留意事項、集団ごとの集計・分析結果の活用方法、労働者に対する不利益取扱いの防止、労働者の健康情

報の保護などについて定めています。

「ストレスチェック制度に関する省令」「ストレスチェックの実施者に関し厚生労働大臣が定める研修に関する告示」「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」の全文等⇒

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000082587.html>

◆「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックの例

指針で推奨されている「職業性ストレス簡易調査票」によるストレスチェックを「こころの耳」で体験することができます。また、セルフケア等ストレスケアのアドバイスもご覧ください。⇒こころの耳「5分でできる職場のストレスセルフチェック」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

※ストレスチェックに係る最新情報についても、こころの耳「改正労働安全衛生法のポイント」等をご覧ください。⇒ <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

※近日中に、ストレスチェック等を行う医師や保健師等に対する研修等に係るマニュアル等が作成される予定です。当センターでは、ストレスチェックに係る「医師や保健師等」「事業主等」を対象とした研修会を開催予定ですので、日程等が決まり次第、ホームページ、メールマガジン等にてお知らせいたします。

現時点での、当センター研修予定と受講お申し込みはこちらから

<http://www.oita-sanpo.jp/New/study/index.html>

◆◇+.....+◇◆

※メールアドレスの変更、配信停止、ご意見・ご感想は、info@oita-sanpo.jpまで
お願い致しております。

皆様のご意見をお待ち致しております。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。



独立行政法人 労働者健康福祉機構

大分産業保健総合支援センター

〒870-0046

大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階

TEL: 097-573-8070 FAX: 097-573-8074

<http://www.oita-sanpo.jp/> / E-mail: info@oita-sanpo.jp

